Ⅰ．一般会計等財務書類に関する注記

１　重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産

・取得原価が判明しているもの・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

②　無形固定資産

・取得原価が判明しているもの・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券・・・・・・・取得原価

②　満期保有目的以外の有価証券

ア　市場価格のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

イ　市場価格のないもの・・・・・・取得原価

ただし、時価が著しく下落した場合で回復の見込みがない場合は減額を行い、この評価差額を行政コスト計算書の臨時損失として計上しています。

③　出資金・・・・・・・・・・・・・・出資金額

ただし、実質価額が著しく下落した場合で回復の見込みがない場合は減額を行い、この評価差額を行政コスト計算書の臨時損失として計上しています。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、現に売払いを目的として県が保有する販売用不動産及び遊休資産を計上しています。

①　販売用不動産・・・・・個別法による低価法

②　遊休資産・・・・・・・時価評価

土地の時価評価は、不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額（以下「不動産鑑定評価額等」という。）を用いています。また、再評価は、不動産鑑定評価額等の評価替に合わせて行い、この評価差額は、行政コスト計算書の臨時利益又は臨時損失として計上しています。

建物は、減価償却をもって時価評価としてみなし、この減価償却費は、行政コスト計算書の臨時損失として計上しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10 年～60 年
工作物	10 年～60 年
物品	4 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます)・・・・・定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます）は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去３年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については､過去３年間の平均貸倒実績率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

債務負担行為を行っている損失補償又は債務保証（以下「損失補償等」という。）のうち、当該損失補償等ごとの実行額により損失補償等実行率を算定し、損失補償等の実行のある債務残高及び平均残存年数をそれぞれ乗じた額を損失補償等引当金として計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます）については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

それ以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払現金）及び現金同等物（新潟県公金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいう。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、新潟県物品会計規則第 37 条に定める重要物品のうち、取得価額が 200 万円以上のものを計上しています。

ソフトウェアについては、本県が使用することを目的として制作及び購入したソフトウェア（システム）を計上しています。

２ 重要な会計方針の変更等

該当なし

３ 重要な後発事象

該当なし

４ 偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

（単位：百万円）

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
公益財団法人新潟県環境保全事業団	－	0	3,150	3,150
公益財団法人にいがた産業創造機構	－	0	1,420	1,420
新潟県信用保証協会	－	74	12,754	12,828
公益社団法人新潟県農林公社	－	0	17,861	17,861
株式会社第四北越銀行		0	52	52
新潟県住宅供給公社	－	0	806	806

※共同発行債に係るものは除く。

５ 追加情報

（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計
県債管理特別会計
地域づくり資金貸付事業特別会計
災害救助事業特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
心身障害児・者総合施設事業特別会計
中小企業支援資金貸付事業特別会計
林業振興資金貸付事業特別会計
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計
県有林事業特別会計
用地先行取得事業特別会計
都市開発資金事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

普通会計の対象範囲に含まれている国民健康保険事業特別会計及び港湾整備事業特別会計は一般会計等の対象範囲に含まれていません。

③ 地方自治法第 235 条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－
連結実質赤字比率	－
実質公債費比率	17.2%
将来負担比率	324.1%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

7,931 百万円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

明許繰越額　106,412 百万円
逓次繰越額　　1,906 百万円
事故繰越額　　3,439 百万円

（２）貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおり。

現に売り払いを目的として県が保有する販売用不動産及び遊休資産を棚卸資産として計上しています。

② 減債基金に係る積立不足額

11,185 百万円

③　基金借入金（繰替運用）

県債管理基金　75,000 百万円（R2.4.30～R2.5.28）

県債管理基金　60,000 百万円（R3.1.29～R3.3.30）

財政調整基金　20,000 百万円（R3.1.29～R3.3.30）

④　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

1,226,197 百万円

⑤　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

（単位：百万円）

標準財政規模	549,166
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	104,471
将来負担額	2,953,233
充当可能基金額	250,455
特定財源見込額	34,906
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,226,197

⑥　地方自治法第 234 条の３に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

⑦　管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物等は貸借対照表の資産に計上されていません。

（３）行政コスト計算書に係る事項

該当なし

（４）純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（５）資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支　8,508 百万円

②　既存の決算情報との関連性

（単位：百万円）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	1,377,796	1,360,948
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	221,523	217,641
会計間の取引等に係る純計処理に伴う差額	△162,309	△162,309
繰越金に伴う差額	△12,317	
内部取引相殺による差額（地方消費税清算金収入・支出等）	△65,239	△65,239
資金収支計算書	1,359,454	1,351,041

※各項目で単位未満四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は次の特別会計の分だけ相違します。

県債管理特別会計、地域づくり資金貸付事業特別会計、災害救助事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、心身障害児・者総合施設事業特別会計、中小企業支援資金貸付事業特別会計、林業振興資金貸付事業特別会計、沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計、県有林事業特別会計、用地先行取得事業特別会計、都市開発資金事業特別会計

③　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	30,779 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	23,037 百万円
減価償却費	△97,769 百万円
賞与等引当金繰入額	△13,688 百万円
退職手当引当金繰入額	△15,384 百万円
徴収不能引当金繰入額	△370 百万円
投資損失引当金繰入額	△629 百万円
損失補償等引当金繰入額	0 百万円
資産売却益	1,462 百万円
資産除売却損	△69 百万円
臨時損失	△1,257 百万円
臨時利益	608 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△73,280 百万円

※単位未満四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

④　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額　250,000 百万円

⑤　重要な非資金取引

該当なし

Ⅱ　全体財務書類に関する注記

１　全体財務書類の対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲に次の会計を加えた範囲としています。

電気事業会計、工業用水道事業会計、工業用地造成事業会計、新潟東港臨海用地造成事業会計、病院事業会計、基幹病院事業会計、流域下水道事業会計、国民健康保険事業特別会計、港湾整備事業特別会計

２　追加情報

該当なし

Ⅲ　連結財務書類に関する注記

１　連結財務書類の対象団体（会計）

団体名	区分	連結方法	比例連結割合(%)	消費税処理	決算期
公立大学法人新潟県立大学	地方独立行政法人	全部	-	税込	３月
公立大学法人 新潟県立看護大学	地方独立行政法人	全部	-	税込	３月
新潟県住宅供給公社	地方三公社	全部	-	税抜	３月
(公財)にいがた産業創造機構	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県文化振興財団	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(一財)新潟県建設技術センター	第三セクター等	全部	-	税抜	３月
(一財)新潟県地域医療推進機構	第三セクター等	全部	-	税込	３月

(公社)新潟県水産振興協会	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公社)新潟県農作物価格安定協会	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県暴力追放運動推進センター	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県女性財団	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)環日本海経済研究所	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県都市緑花センター	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)柏崎原子力広報センター	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県国際交流協会	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県スポーツ協会	第三セクター等	全部	-	税込	３月
えちごトキめき鉄道(株)	第三セクター等	全部	-	税抜	３月
(株)新潟ふるさと村	第三セクター等	全部	-	税抜	３月
北越急行(株)	第三セクター等	全部	-	税抜	３月
(公財)新潟県下水道公社	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公財)新潟県生活衛生営業指導センター	第三セクター等	比例	47.7	税込	３月
(公財)新潟県雇用環境整備財団	第三セクター等	比例	45.0	税込	３月
(公社)新潟県畜産協会	第三セクター等	比例	38.5	税込	３月
(公社)新潟県農林公社	第三セクター等	全部	-	税込	３月
(公社)新潟県私学振興会	第三セクター等	比例	33.7	税込	３月
(公財)新潟県環境保全事業団	第三セクター等	比例	33.3	税込	３月

(一財)十日町地域地場産業振興センター	第三セクター等	比例	30.3	税込	3月
(公財)新潟県交通遺児基金	第三セクター等	全部	-	税込	3月
新潟木材倉庫(株)	第三セクター等	比例	63.1	税抜	3月
佐渡汽船(株)	第三セクター等	比例	32.2	税抜	12月
(株)新潟国際貿易ターミナル	第三セクター等	比例	38.8	税抜	3月
新潟万代島総合企画(株)	第三セクター等	比例	38.4	税抜	3月
新潟空港ビルディング(株)	第三セクター等	全部	-	税抜	3月

※佐渡汽船(株)は子会社を含みます。

（１）連結の方法

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

② 地方独立行政法人及び地方三公社は全部連結の対象としています。

③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていません。

（２）出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（３）表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

２　重要な会計方針

（１）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

（２）連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が３か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が３か月を超える連結対象団体（会計）については仮決算を行っています。